

3 便 所

■基本的な考え方■

高齢者、身体障害者等が利用できる園路等に設ける便所は、だれでも使える構造とする。

整備基準

3 便所

便所を設ける場合においては、イの表(建築物)6の項(便所)1((9)を除く。)から3までに定める構造の便所を1以上設けること。

整備基準の解説

●整備の対象

便所を設ける場合に一以上の便所を整備する。

○介護用ベッドやオストメイト対応設備、ベビーチェア・ベビーベッドに関する設置規定を除き、建築物の便所と同様に規定している。